

共同研究室

昭和60年度第5回共同研究会(11月8日)

▶テーマ 戦後日本の階級構成について

報告者 後藤 靖氏

報告内容

戦後日本の階級構成についての研究の先駆者は、いうまでもなく故大橋隆憲教授である。大橋教授のいわゆる大橋方式は、『国勢調査』を基本の素材としながら、そこに区分されている諸職業構成を科学的な意味での諸階級に編成がえし、諸階級を推計するという全く新しい方法である。それだけに、多くの人達がこの大橋方式に基本的には準拠しながら多様な論旨を展開してこられたといってもよからう。もっとも、大橋方式にたいして疑義をはさみ、『就業構造基本調査』や『労働力調査年報』を利用しながら就業者の規模別での労働者の状況分析を行うという新しい試みも行われている。

ところで、『国調』にもとづく階級構成の検討には大きな限界がある。というのは、これでは諸階級を規模別でとらえることはできないからである。階級構成の分析は、諸階級がどのような規模別で存在し、真の階級対抗がどこにあるのかを明らかにするところにある。階級というのは生産手段の所有と非所有を物的基礎とし、生産手段の所有者がその非所有者の労働をわがものとする経済的支配・従属の関係であり、これを規定的要素として形成される一定の交換・分配・消費関係によって編成・区分された人間集団の関係体をいう。だから、階級は経済構造によって規定された階級構造という形態と内容をもつ。経済構造は、いうまでもなく生産力＝生産様式と生産関係の統一からなる諸経済制度の複合体であると同時に、支配的経済制度が非支配的経済制度を支配し従属させるという内容からなり立っている。だから、階級構造もまた支配的階級対抗関係と非支配的階級諸関係の複合体であり、支配的階級対抗関係にある支配階級がそこでの被支配階級を支配するばかりでなく、非支配的階級諸関係の支配階級と被支配階級をも支配・従属させるという構造から成り立っている。そうだとすれば、階級構成表はこのような階級構造を量的に表現したものでなければならない。

階級構成表に与えられた課題が以上のようなものであるとすれば、規模別構成を不可能とさせる『国調』を基本的素材とすることはそもそも無理であるといわなければなら

ない。それでは、労働力の規模別構成を可能とさせる『就業構造』や『労働力調査』で十分であるかというところではない。というのは、この二つの素材は、もっとも重要な「製造業」の生産手段生産部門（Ⅰ）と消費財生産部門（Ⅱ）の二部門分割を不可能ならしめているからである。戦後日本資本主義はコンビナートという新しい生産様式にもとづく重化学工業を基底とする現代国家独占資本主義としていつ再編されるかを基本にして、その展開段階を明らかにしなければならない。そうだとすると、二部門分割は階級構成の検討にとって不可欠のものといえることができる。そのためには、『事業所統計調査報告』を基本とせざるをえない。ただ『事業所統計』は、農林漁業を全く除外しており、またその全国編は属地主義をとっているために支店や分工場・出張所も本店・本社とは別に一事業所として計上している。そのため、事業所数が多くなり、逆に一企業体の労働者数が少なくなるという欠点をもっている。したがって、『事業所統計』はその「解説篇」を用い、『国調』その他で補充していく方法をとらなければならない。

こうして新しく推計したのが、別稿「戦後日本の階級構成の変化」（講座『現代日本社会の構造変化』Ⅰ、有斐閣、1986年1月）である。だが、階級構成表は量的な表示にとどまるものであり、それを内容的にさらに意味づけるためには現代日本の企業の所有構造や資本輸出入、さらに政治的・経済的な対米従属の問題を考慮しなければならない。また、労働者階級については、企業の労働者にたいする諸施策を検討することが、労働者階級の意識構造を知るうえでも不可欠の問題である。

昭和60年度第6回共同研究会（11月15日）

▶ テーマ パリの変貌
——20年ののち——

報告者 奥村 功氏

昭和60年度第7回研究会（12月13日）

▶ テーマ 「部落差別と法規制」

報告者 馬原鉄男

報告内容

部落問題の解決をめざして、政府は1969年に同和対策事業特別措置法を10カ年の時限法として制定（その後3ヶ年延長）、ついで1982年からは地域改善対策特別措置法を5カ

年の時限法として施行し現在に至っている。この地対法の期限切れを前にして、いまその後の同和行政のあり方が改めて関係機関によって論議されている。その一つが部落解放同盟によって提唱されている「部落解放基本法」制定問題である。

部落解放同盟は、この基本法制定要求の根拠として、一つには国際的人種差別撤廃運動の国内化をはかるとしているが、より現実的には部落差別は拡大再生産されており、差別意識も潜在化・陰湿化しているという現状認識に立脚している。そしてまた、差別を法規制の対象とすることによって、国民にたいする啓発効果及び差別にたいする威嚇効果を期待するとも主張している。確かに1965年の国連総会で可決された人種差別撤廃国際条約は、その第4条で「人種的優越主義に基づく差別及び煽動の禁止」をうたっているが、人種ないしは民族差別と、封建的身分差別に起因する部落差別を、その歴史的背景や社会的性格を無視して同一に論議することはできない。また、部落差別が今日なお厳然と残されていることは事実としても、それがいっそう拡大強化されているとみるのは、理論的・実証的にも無理がある。

示されたところの部落解放基本法案の内容は、部落問題の解決をはかるという立場から半ば永久的な法の制定を求めるもので、とくにその中心的な眼目が部落差別の法規制にあることはひとしく関係者の認めるところである。差別的言動を法的な制裁によって抑止しようとする試みは、すでに戦前においても提起されてきたところのものであったが、このときは全国水平社の激しい反発や法曹関係者の批判もあって立ち消えとなっている。

ところで、部落解放基本法案制定要求の経過を見ると、当初発表された「部落解放基本法案要綱」及びそれにもとづく「差別規制法案要綱」では、「差別表現、差別煽動の禁止」がもり込まれ、これに違反するものには罰則を科すとされていた。しかしその後正式に発表された基本法案からはこの条項が削除され、「部落差別の規制」については「差別的な身元調査の禁止」「雇用関係における差別の禁止」にとどめられている。部落解放同盟の内部にあっても大いに議論のあったところでもあった。だがこの差別規制についても、すでに本年10月から施行されている「大阪府興信所条例」の内容をそのまま全国化するものであって、興信所条例にむけられた批判点、すなわち差別行為に対する判定基準が明確化しにくく、濫用される等の危険性や、国民的課題として積み重ねられてきた民主的な教育・啓発の営みに逆行する等の問題をそのまま残すものとなっている。

また、同和事業にかかわっては、その執行にあたっての行政の姿勢や、一部運動体の運動の進め方に重大な疑惑がもたれているなかで、従来の事業の単なる継続やその拡大強化については国民的合意を得ることが、きわめて困難になってきている。基本法案はこの点についても何ら歯止めをかけるものとなっていない。

さらに、大企業や自治体・宗教団体主導の基本法制定要求運動の進め方についていえば、それが部落問題解決へむけての国民的世論に一定の障害をつくりだしている事実も否定し得ない。国民的合意の困難な特定の運動課題を前面に押し立てることで、さまざまな立場の違いを越え、いまようやく国民的共通課題として取り組まれようとしているこの流れを、決して逆転させてはならない。

部落問題の解決は、それがたとえいかに困難であったとしても、国民の民主的力の強化と人権意識の豊かな成熟にまたなければならぬ。そのためにも、大学教育の果たすべき役割はきわめて大きい。